

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第112号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「行財政局税務部法人税務課（以下「法人税務課」）を「行財政局税務部納税推進課（以下「納税推進課」）に改め、同条第6項中「法人税務課」を「納税推進課」に改め、同条第7項中「(以下「区政推進課」という。）」を削り、「法人税務課」を「納税推進課」に改め、同条第11項中「法人税務課」を「納税推進課」に改め、同条第13項中「次の表の左欄に掲げる課」を「区役所又は区役所支所の福祉部福祉介護課（以下「福祉介護課」という。）」に改め、「同表右欄に掲げる課」を「当該福祉介護課以外のすべての福祉介護課及びすべての区役所又は区役所支所の福祉部支援課又は同部支援保護課（以下「支援課等」という。）」に改め、同項の表を削り、同条第17項を削り、同条第18項中「保健所の」を「保健センターの」に、「保健所支所の健康づくり推進室」を「保健センター支所」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「所管する保健所」を「担当する保健センター」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「京北農林事務所」を「京北農林業振興センター」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項を同条第20項とする。

第2条第5項第3号を次のように改める。

(3) 市民税及び固定資産税に係る証明（次に掲げるものを除く。）に関する事務で、

納税推進課及び当該職員が本来属する市民窓口課等以外の市民窓口課等の所管に属するものに関する事。

ア 電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するもの

イ 償却資産課税台帳に登録された事項に関するもののうち、電子計算機の端末機から出力することができるもの

第2条第7項第2号を次のように改める。

(2) 市民税及び固定資産税に係る証明（次に掲げるものを除く。）に関する事。

ア 電子計算機の端末機から出力することができない事項に関するもの

イ 償却資産課税台帳に登録された事項に関するもののうち、電子計算機の端末機から出力することができるもの

第2条第11項中「市税」を「市民税、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）及び軽自動車税」に改め、「証明（」の右に「市民税に係る証明及び当該固定資産税に係る納税の証明にあつては、」を加え、「法人税務課」を「納税推進課」に改める。

第2条第13項各号を次のように改める。

(1) 福祉介護課の職員 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係るものに限る。）及び移動支援事業（本市が自ら障害者等の移動を支援する事業を行うものに限る。）の実施に関する事務で、当該職員が本来属する福祉介護課以外の福祉介護課の所管に属するものに関する事。

(2) 支援課等の職員 日常生活を営むのに支障がある高齢者、身体障害者及び知的障害者に対する援助に関する事務

第2条第17項を削り、同条第18項各号列記以外の部分中「前条第18項」を「前条第17項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「前条第19項」を「前条第18項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項各号列記以外の部分中「前条第20項」を「前条第19項」に、「同条第21項」を「同条第20項」に

改め、同項を同条第19項とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(平成22年4月1日から同月21日までの間に従事させる事務の特例)

2 第1条第11項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、平成22年4月1日から同月21日までの間、第2条第11項に規定する事務のほか、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 市税（京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則（平成22年3月31日京都市規則第118号）による改正前の京都市市税条例施行細則第2条の規定により区長に権限が委任されていたものに限る。）に係る徴収金の納付状況の管理及び過誤納金の還付に関する事。
- (2) 軽自動車税に係る徴収金の賦課に関する事。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)